

1. 制度に関する質問

市町村要綱に、高知県地域猫不妊去勢手術推進事業費補助金交付要綱の規定と異なる内容（例：飼い猫に対する補助制度が含まれる、メス猫のみを対象としている等）がある場合、県の補助を受けるうえで問題はありますか？

問題ありません。市町村要綱の内容に関わらず、提出された計画内容を確認し、県要綱の補助対象事業に合致すると判断したものについては交付を決定します。

高知県地域猫不妊去勢手術推進事業はいつまで続けられますか？

現時点では終了年度を設定せず、継続的に実施していく予定です。

ただし、セミナーの開催やパンフレットの配布など、事業の周知に関する取り組みは令和7・8年度のみを予定しています。

2. 計画や補助対象に関する質問

市町村補助制度において、住民からの申請が術前または術後であることで、高知県地域猫不妊去勢手術推進事業への申請に支障が生じる可能性はありますか？

原則として高知県地域猫不妊去勢手術推進事業への申請は、地域猫活動団体（自治組織又は団体等）による不妊去勢手術の実施前に行ってください。

計画に計上する猫の頭数に制限はありますか？

頭数制限はありません。ただし、計画地域が極端に広範囲に指定されている場合や、大量の猫に対する不妊去勢手術を計画している場合など、実効性に問題があると判断される場合には、計画の修正をお願いすることがあります。

市町村補助制度において、高知県地域猫不妊去勢手術推進事業の補助対象として計上した飼い主のいない猫（地域猫）に係る費用については全額補助対象となりますか？
あるいは市町村ごとに補助金額・頭数の割当を設定する予定はありますか？

令和7年度については、各市町村より当初予算として計上された飼い主のいない猫（地域猫）に係る費用については全額補助対象となる見込みです。ただし、補助申請にあたって提出された計画等に不備がある場合には補助を不承認とすることがあります。

また、補助事業者（市町村）において新規事業の立ち上げや予算規模の拡大などがあり、市町村の計上する費用が県の予算額を上回る場合には、過年度の実績に基づいて割当頭数を設定する予定です。

要綱第3条(3)には「地域猫活動が行われる地域内居住者を代表とする3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体」との記載がありますが、地域内居住者が3人以上必要であるという意味ですか？

団体の内少なくとも代表者1名は地域猫活動が行われる地域内居住者である必要があるという意味です。

家族で3人以上のグループを構成しても問題ありませんか？

活動地区内の居住者であれば問題ありません。

年度途中で策定された計画についても、補助対象になりますか？

年度当初や途中に関わらず、計画的に実施される地域猫活動はすべて補助対象となります。ただし、補助事業者(市町村)において新規事業の立ち上げや予算規模の拡大などがあり、市町村の計上する費用が県の予算額を上回る場合には、承認される頭数に調整が加えられる可能性があります。

地域で計画的にTNR活動を行っていたボランティア団体が解散し、元メンバーが個人で活動を継続している場合、その活動は補助対象となりますか？

元メンバーが個人で継続している場合は、年度内の活動であれば対象としますが、次年度につきましては、3名以上のグループによる活動を補助対象とします。

ひとつの地域猫活動団体が年度内に2回以上申請しても問題ありませんか？

問題ありません。2回目以降の申請についても県予算の範囲内で助成対象となります。

港湾地区など、居住地以外でのTNR活動についても、地域猫推進事業として計画を策定・申請して問題はありますか？

観光地や港湾・漁港等居住者がいない地区で地域活動を行おうとする場合は、同一市町村内の居住者で構成された組織で取り組む場合は対象とします。

ただし、観光地や港湾・漁港等に近接した集落があり、飼い主のない猫の行き来がある場合は、その集落をベース又は連携した取組となるようお願いいたします。

なお、活動場所の関係者(港湾地区であれば漁協など)から協力を得られることが望ましいため、市町村におかれましては、必要に応じて活動者と関係者の間の調整を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

多頭飼育崩壊した住民の猫は地域猫推進事業の補助対象となりますか？

飼い猫の繁殖による多頭飼育崩壊については、本来、飼い主が対処すべき問題であり、地域猫推進事業の補助対象外と考えています。

ただし、繁殖した飼い猫又は飼養を放棄された猫が住居外に溢れて地域で問題となり、周辺住民が地域課題として取り組む意志を示している場合には、個別に薬務衛生課までご相談ください。

地域猫活動を行う中で引取先が見つかった場合は補助の対象となりますか？

計画地域で県要綱を満たした地域猫活動を行う中で、新しい飼い主が見つかり施術後の地域での猫の管理が不要となった場合も補助金の交付対象となります。

ただし、対象地域へ新たな猫の流入がないか等、地域の見守りは継続する必要があります。

(地域猫活動の目的は、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、県内で引き取られる猫の数を減少させることです。また、猫に対する適切な管理を行い、公衆衛生の向上を図ること、さらに動物愛護の理解を深め、人と動物が調和のとれた共生社会を実現することです。引取先が見つかることで、猫が新しい家庭に迎えられる機会が増え、地域猫問題の解決にも繋がります。)

3. 申請手続きに関する質問

令和7年度高知県地域猫不妊去勢手術推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」とする）第8条に記載された補助事業者（市町村）が「補助金の交付を受けようとするとき」とは、具体的にいつのことを指しますか？

補助事業者（市町村）が補助金の交付を受けようとするときとは、申請者（自治組織又は団体）の助成金交付申請を受け付けてから補助事業者（市町村）による審査が終了するまでの期間を指します。

「要綱」第10条（5）に記載された「暴力団等の排除に係る県の取扱い」とは、具体的にどのような取扱いを指しますか？

申請者に対して「要綱」別表第1に記載された各項目に該当しないことを確認することを指します。確認の手法としてはチェックリストへの記入、誓約書の提出、警察への照会等がありますが、それぞれの補助事業者（市町村）において適切と判断される手法を選択してください。

「要綱」第10条（6）に基づき県税の滞納がないことを確認すべき助成先とは、具体的にどのような相手を指しますか？

地域猫活動団体が法人化された集落活動センターである場合または法人化された団体によって観光地等の居住区域外で地域猫活動が行われる場合等を想定しています。

「要綱」第 12 条に記載された「補助金事業の完了の日」とは、具体的にいつのことを指しますか？

補助事業の完了の日とは、補助事業者（市町村）から申請者に対して助成金の精算払が完了した日を指します。

県の交付決定を受ける前に、市町村事業を実施しても問題ありませんか？

原則として、県の補助金の交付決定を受けたうえで補助事業者（市町村）が活動団体に交付決定を行います。なお、県の補助対象外事業については、各市町村の要綱等に基づき実施してください。

県の交付決定後、補助金額の範囲内で申請した猫の頭数や性別を変更しても問題ありませんか？

手術を行う猫の頭数、性別の変更については、補助対象事業に要する経費の 20%以内の変更もしくは補助金の交付決定額の 20%以内の減額変更の範囲内であれば、軽微な変更となり補助金変更申請書を提出せずに変更可能です。

県の交付決定後、補助金額を超える変更は可能ですか？

補助事業の内容に変更が生じ、補助金額が交付決定金額を上回る場合、補助金変更申請書をご提出いただければ予算の範囲内で対応可能です。その場合は、補助事業の変更が見込まれる時点で薬務衛生課までご連絡ください。

「要綱」第 6 号様式「実績報告書」の添付書類「(3) 事業実施を確認できる書類の写し」は、相手方からの請求により市が支払った支出命令等で問題ありませんか？

問題ありません。

市町村制度に係る要綱において、出来高に対する概算払い（部分払い）を可能としているが、この場合、補助事業の完了の日は、最終の精算払の日と解釈して問題ありませんか？

問題ありません。

4. 支援や連携に関する質問

ボランティアが主導的に TNR 活動を進め、地域住民が地域猫活動に消極的な場合、どのように活動主体を住民に移行すればよいですか？

地域猫活動は地域の問題として住民主体で取り組むべきものです。

既にボランティア団体が活動している地域では、各市町村において町内会等の住民が集まる場を活用して地域猫活動への正しい理解に繋がるように周知を行うと共に賛同者を募り、賛同いただいた地域住民とボランティア団体との橋渡しをお願いします。

ボランティア主導の TNR 活動を地域住民主体の地域猫活動へ転換した場合、猫問題への対応が停滞する恐れはありませんか？

ボランティア団体の知見や経験は地域猫活動を進めるうえで大変重要です。そのため、ボランティアには引き続きサポート役として地域猫活動に携わっていただきたいと考えています。具体的な関与方法については今後検討を進めるとともに、セミナーや広報活動を通じて周知を図り、地域猫活動の円滑な推進を目指します。

猫問題への取組を事業化していない市町村がある中で、間接補助に移行することで市町村ごとの対応に濃淡が生じる問題はありませんか？

令和7年度4月1日時点において、3町村が猫問題への対策を事業化していません（うち1町は補正予算にて事業化見込み）。これらの地域は、従来から県への不妊去勢手術の申請が非常に少なく、地域猫問題が顕在化していない地域と考えられます。そのため、直ちに地域猫活動を推進する必要性は低いと判断しています。

なお、これらの市町村にも引き続き間接補助の制度内容を周知するとともに、猫問題が顕在化した際には事業化を検討するよう呼びかけを行います。また、県に当該地域での猫問題に関する情報提供があった場合は、事業化を含め、市町村と適切な対応を検討していきます。

市町村に対して地域猫活動への批判が寄せられた場合、「地域猫活動は県の施策として推進している」と返答しても問題ありませんか？

問題ありません。

5. セミナーや広報に関する質問

旧事業の利用者に対して、どのように「高知県地域猫不妊去勢手術推進事業」を周知しますか？

旧事業の利用者に向けては、令和6年度中に文書や県ウェブサイト、新聞広告を通じて「高知県地域猫不妊去勢手術推進事業」の周知を行いました。

さらに、令和7・8年度に実施するセミナーやパンフレットの配布を通じて、地域猫活動の意義や必要性、地域住民とボランティア団体の連携の在り方についても指導を進めていきます。

「高知県地域猫不妊去勢手術推進事業」に関するセミナーはいつ、どこで開催しますか？

令和7・8年度の上半期に、福祉保健所単位で開催を予定しています。

開催地については、「高知県地域猫不妊去勢手術推進事業」のニーズが高い地域や、参加者にとってアクセスしやすい場所を配慮して選定します。

県が町内会や地区会に直接出向き、「高知県地域猫不妊去勢手術推進事業」を説明することはありますか？

はい。事業開始当初には、要請があれば対応可能な範囲で県職員が地域に直接出向き、「高知県地域猫不妊去勢手術推進事業」の説明を行う予定です。

6. 補助金や費用に関する質問

県から市町村への補助金の支払いはいつ行われますか？

補助事業者（市町村）による補助事業が完了した後、その実績に応じて支払いを行う予定です。支払時期は基本的に年度末を想定していますが、事業が年度途中で完了した場合は、実績報告確認後支払いを行います。

補助金の不正利用が発覚した場合、返金の手続きはどのようになりますか？

県から補助事業者（市町村）への支払い前に不正利用が発覚した場合は、交付決定額から該当分の頭数を差し引いた金額を支払います。支払い後に不正が判明した場合は、該当分について補助事業者（市町村）に返還を求めます。

メス 6,000 円、オス 4,000 円という補助上限額金額はどのように算定されたのですか？

当該金額は、高知県獣医師会所属の動物病院に対して不妊去勢手術の料金を聞き取り調査した結果をもとに、県、補助事業者（市町村）、地域住民で均等に三等分したものです。そのため、地域猫活動を行う地域住民にも一定の負担をお願いする形で金額が設定されています。

不妊去勢手術に対する補助の本来の目的はボランティアの負担を軽減することであり、全額補助を目的とするものではありません。

高知県獣医師会に不妊去勢手術を委託する際、県が仲介することは可能ですか？

可能です。必要に応じて県にご連絡ください。

ただし、不妊去勢手術の具体的な内容や条件については、補助事業者（市町村）と獣医師会で協議して決定していただく必要があります。

高知県獣医師会に不妊去勢手術を委託する際、県から委託料の相場を提示してもらうことは可能ですか？

県が過去に高知県獣医師会と契約した際の手術費用を参考として提示することは可能です。ただし、動物病院は自由診療であるため、手術を担当する動物病院ごとに一頭あたりの手術費用が異なる可能性があります。